

千代田町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

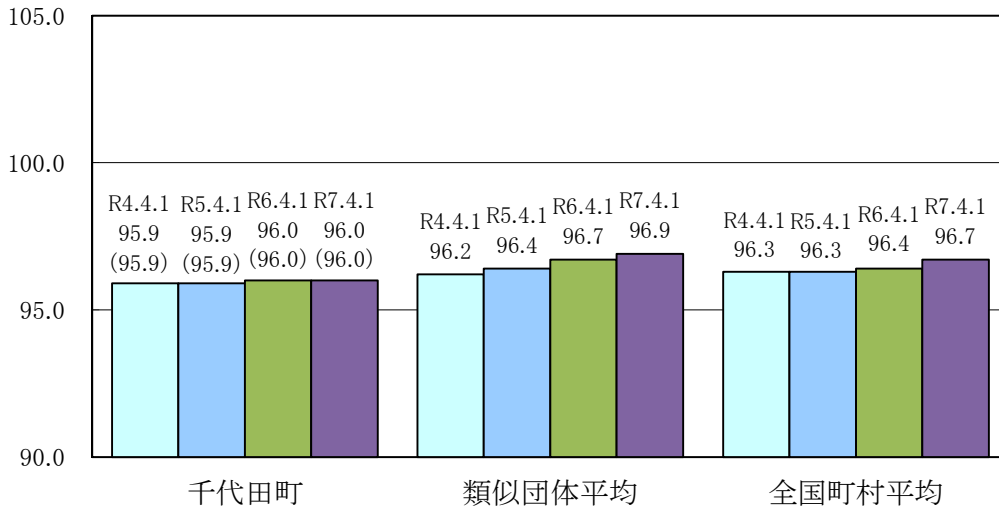
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 10,848	千円 8,801,854	千円 616,677	千円 1,180,474	% 13.4	% 12.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
令和6年度	人 103	千円 370,820	千円 67,485	千円 136,689	千円 574,994	千円 5,582	千円 5,751

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会の設置なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和 6年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和 6年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔実施〕 未実施

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成28年4月1日
(内容)町職員の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.6%引下げ。激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

千代田町は、地域手当支給率0%の地域のため、見直し対象外(勤務地が、国基準における支給対象地域の場合のみ国と同率を支給。給与制度の総合的見直しを平成28年4月1日より実施したため、平成28年4月に遡及し、国基準の改定を実施)

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(平成28年4月1日実施)

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
千代田町	41.2 歳	316,700 円	364,486 円	352,220 円
群馬県	42.4 歳	334,300 円	411,885 円	366,691 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.4 歳	317,227 円	371,323 円	342,933 円

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
千代田町	— 歳	— 人	— 円	— 円	—	—	—	—
群馬県	55.9 歳	49 人	356,500 円	387,176 円	375,610 円	—	—	—
国	51.3 歳	## 人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—
類似団体	52.4 歳	4 人	297,010 円	318,681 円	306,587 円	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
千代田町	—	—	—

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
千代田町	— 歳	— 円	— 円
群馬県	42.8 歳	371,700 円	476,877 円
類似団体	40.8 歳	312,645 円	337,786 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		千代田町	群馬県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	224,300 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	192,900 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	188,000 円	186,900 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	220,000 円	250,600 円	— 円
	高校卒	188,000 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	288,500 円	327,600 円	370,100 円	405,100 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

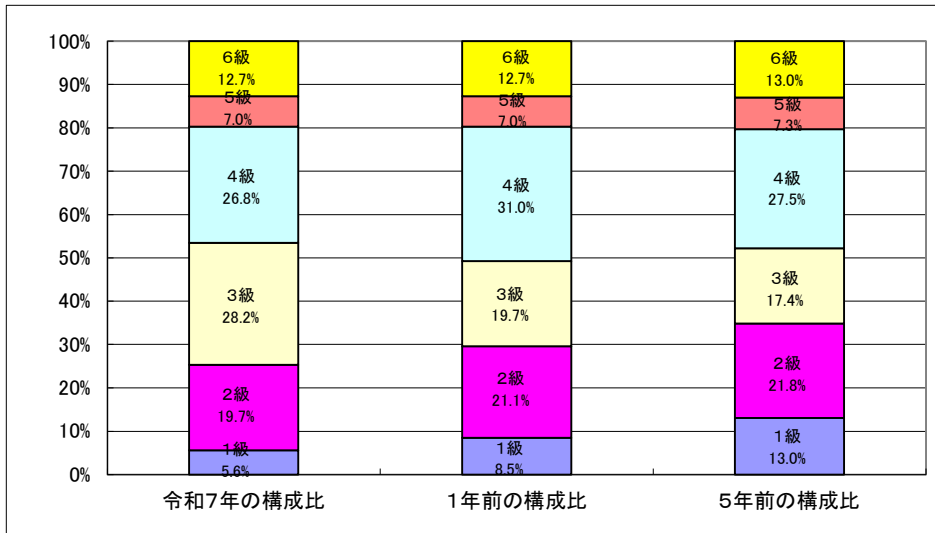
※高校卒の経験年数10年及び25年の対象となる職員はそれぞれ1名のため、個人情報保護の観点から公表しないものとする。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

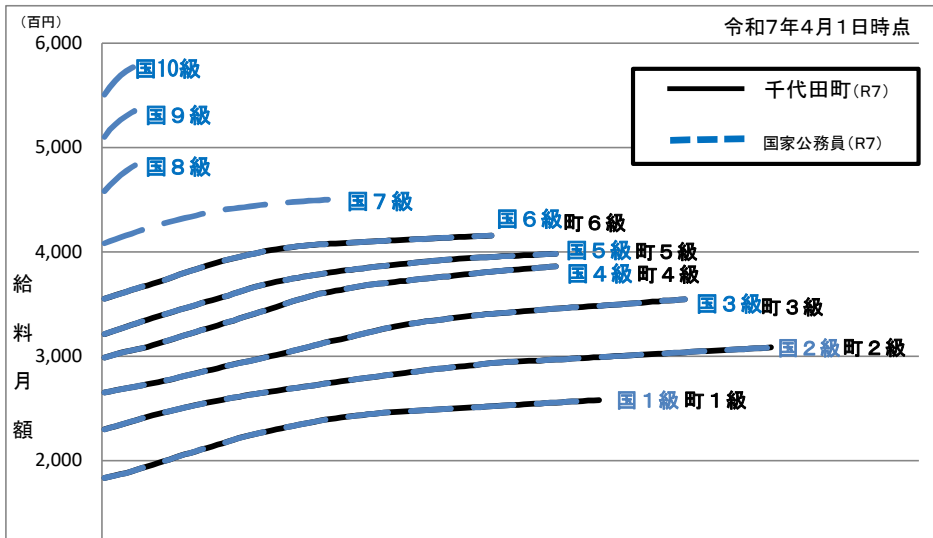
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長の職務	9人	12.7%	355,200円	415,700円
5級	課長補佐の職務	5人	7.0%	321,300円	398,200円
4級	係長又は係長代理の職務	19人	26.8%	298,800円	386,100円
3級	主任の職務	20人	28.2%	265,300円	354,700円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	14人	19.7%	230,000円	308,500円
1級	定型的な業務を行う職務	4人	5.6%	183,500円	258,100円

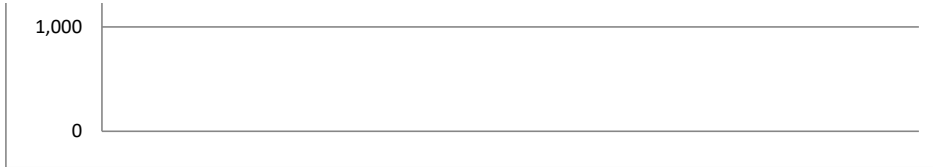
- (注) 1 千代田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）





(3) 昇給への人事評価の活用状況 (千代田町)

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ (一律)	/		/	
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

千代田町	群馬県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,498 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,697 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)		
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (千代田町)

令和7年度中における運用	管理職	一般職員			
イ	人事評価を活用している	○	○		
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	○
	上位、標準の成績率		○		
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ (一律)	/		/	
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

千代田町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2~45%)	
(退職時特別昇給	なし)			
1人当たり平均支給額	2,551 千円	0 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
-	- %	- 人	- %

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	- 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	- %
手当の種類(手当数)	0

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	9,908 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	152 千円
支給実績(令和5年度決算)	9,419 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	152 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	0 円

(7) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(支給額) ・子 10,000円(16歳年度初め～22歳年度末5,000円加算) ・子以外 6,500円	同		10,926 千円	232,474 円
住居手当	借家・借間 12,000円を超える家賃に応じて支給(最高28,000円)	同		4,746 千円	237,300 円
通勤手当	交通用具使用者(片道2km以上) 2,000円～31,600円	同		4,609 千円	50,653 円
管理職手当	課長・局長 62,300円 課長補佐 49,600円 係長 45,000円	異	支給単価	27,582 千円	540,614 円
休日勤務手当	1時間当たりの支給額×135/100×時間数	同		75 千円	5,326 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市区町村長	790,000 円 (— 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 846,000 円/ 650,000 円	
	副市町村長	638,000 円 (— 円)	676,000 円/ 532,000 円	
報 酬	議 長	338,000 円 (— 円)	412,000 円/ 247,000 円	
	副 議 長	263,000 円 (— 円)	330,000 円/ 193,000 円	
	議 員	240,000 円 (— 円)	310,000 円/ 175,000 円	
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長	(令和6年度支給割合) 4.60 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 4.60 月分		
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市町村長	退職日給料月額×1年につき520/100	16,432,000円	任期ごと
	備 考	退職日給料月額×1年につき300/100	7,656,000円	任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

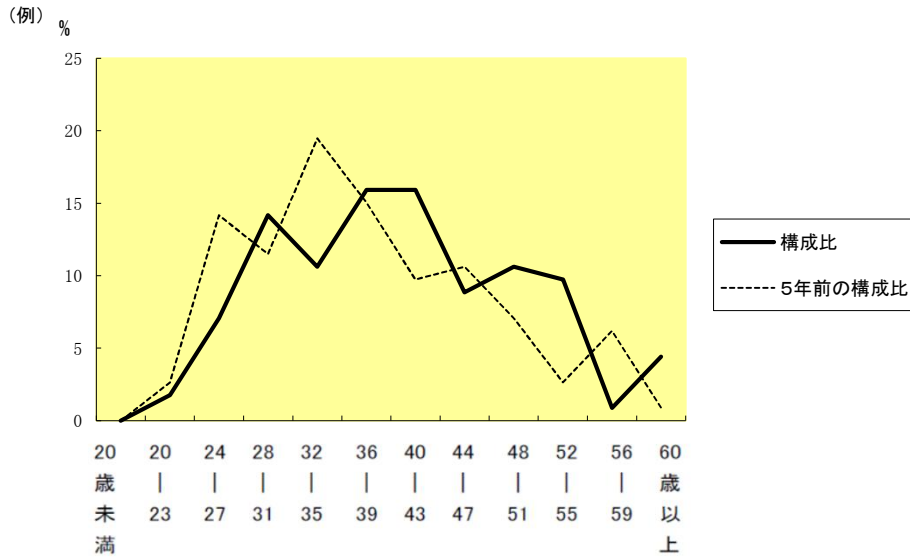
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和7年	令和6年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	育休職員の増 内定辞退による減
		総務・企画	26	25	1	
		税務	9	10	△ 1	
		労働	—	—	—	
		農林水産	5	5	0	
		商工	2	2	0	
		土木	11	11	0	
	民生	25	27	△ 2	退職不補充・児童館職員の減	
	衛生	7	7	0		
		計	87	89	△ 2	<参考> 人口1万当たり職員数 80.20 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 92.42 人)
	教育部門	16	16	0		
	消防部門	—	—	—		
	小 計	103	105	△ 2	<参考> 人口1万当たり職員数 94.95 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 111.20 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	下水道	3	3	0	地域包括支援センター職員の増	
	その他	7	6	1		
	小 計	10	9	1		
合 計		113 [138]	114 [138]	△ 1	<参考> 人口1万当たり職員数 104.17 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	8人	16人	12人	18人	18人	10人	12人	11人	1人	5人	113人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	94	95	94	91	89	87	△7(△7.4%)
教育	11	12	13	13	16	16	5(45.5%)
消防	-	-	-	-	-	-	-(-%)
普通会計	105	107	107	104	105	103	△2(△1.9%)
公営企業等会計	8	8	8	9	9	10	2(25.0%)
総合計	113	115	115	113	114	113	-(-%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

平成28年4月1日から水道事業が群馬東部水道企業団へ移管されたため、千代田町における公営企業職員は存在しない。